

安全性優良事業所(Gマーク)表彰の主な基準

1. 表彰の種類

- ・運輸支局(陸運部)長表彰
- ・近畿運輸局長表彰(* 運輸支局(陸運部)長表彰を受賞した翌年度以降が対象となります。)
- * 各表彰とも1事業所1回限り

2. 主な基準

近畿運輸局長表彰	運輸支局(陸運部)長表彰
近畿運輸局管内の事業所であること	運輸支局(陸運部)管内の事業所であること
運輸支局(陸運部)長表彰を受賞していること	
連続して10年以上Gマーク認定を取得していること	連続して10年以上Gマーク認定を取得していること
近畿運輸局管内における全ての事業所において、 ・過去3年以内において第一当事者となる重大事故が無いこと ・過去1年以内において行政処分を受けていないこと	運輸支局(陸運部)管内における全ての事業所において、 ・過去3年以内において第一当事者となる重大事故が無いこと ・過去1年以内において行政処分を受けていないこと
運転者教育が2ヶ月に一回程度実施され、ISO基準など国の基準を超える教育が実施されていること	運転者教育が定期的に行われていること
デジタコ又はドラレコが全配置車両に装着されていること	デジタコ又はドラレコが配置車両の90%以上に装着されていること
荷主等から輸送の安全に係る表彰を受けていること。 など	荷主等から輸送の安全に係る評価を受けていること。 など